刑事事件の相談と解決事例

当事務所で実際に刑事事件のご相談にいらしていた方の解決事例です。
悩まずに、いつでもお気軽にご相談ください。

弁護士に相談することにより、解決策が見つかることがあります。

以下では、埼玉総合法律事務所の弁護士がご相談を受けた事例を参考に、解決事例をご紹介します。

- 【相談】

  Ａさんは、お酒を飲んだ後、車を運転してしまい、追突事故を起こしてしまいました。酒気帯び運転で逮捕され、警察署に閉じ込められています。

  当番弁護士として警察署に接見に行き、Ａさんの話を聞いたところ、このまま長く閉じ込められていると、自営の製造業が立ちゆかなくなるとのことです。

  なんとか早く出してください、との相談を受けました。

六法

【解決】

刑事事件で逮捕された場合、多くは、逮捕から４８時間以内に検察官に送致され、そこから２４時間以内に検察官から勾留請求されるかどうかが決まります。

私がＡさんと接見したのは、勾留される前でした。検察官に送致されるのは翌日だったのです。

勾留されると、基本的には、１０日間閉じ込められることになります。その後、さらに１０日間勾留される可能性もあります。

Ａさんに勾留の説明をすると、１０日間も閉じ込められれば、自営でやっている製造業の納品の締め切りに間に合わず、大きな取引先を失うことになり、生活が成り立たなくなるとのことでした。

この場合、身体拘束からの解放の手段としては、

□①警察限りで釈放してもらう、

□②検察官に勾留請求させない、

□③裁判官に勾留請求を却下するよう求める、

という方法があります。

Ａさんの場合は、翌日に検察官に送致されることが決まっており、①の手段は難しかったので、②と③の手段を検討しました。

具体的には、②では、担当検察官に対して「勾留請求するような事案ではないから勾留請求しないでくれ」との意見書を提出し、検察官と実際に話して、勾留の要件がないことを説得します。

□□□